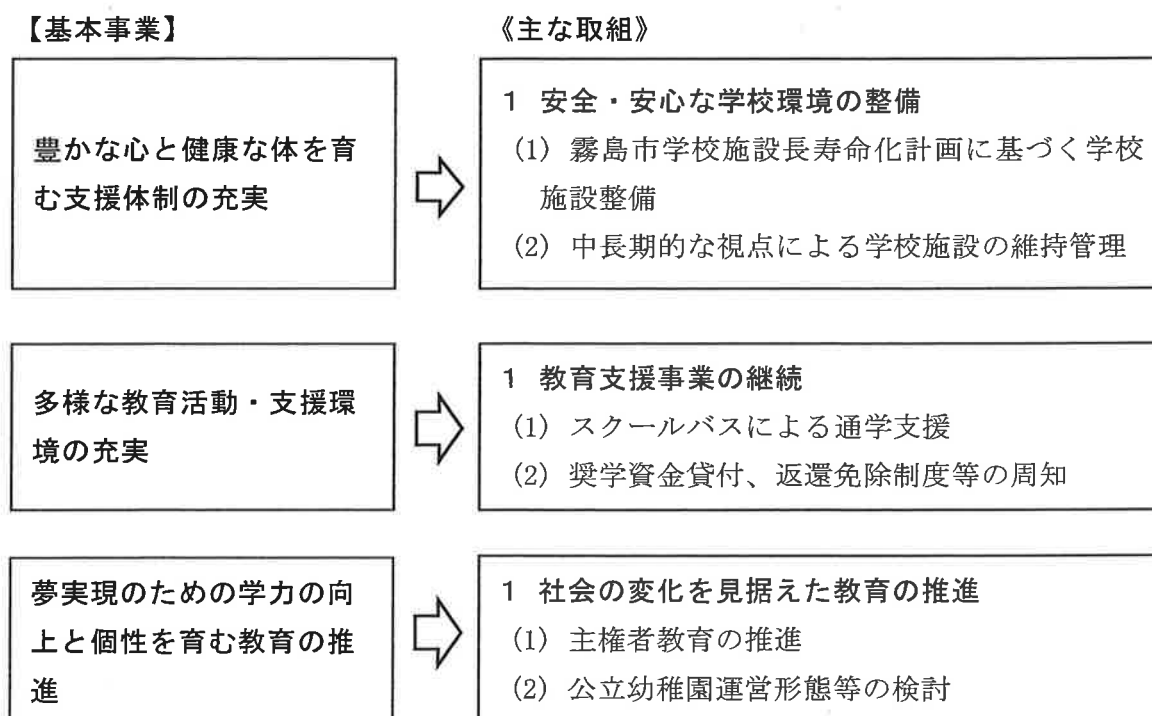


# 教 育 総 務 課

## 1 基本事業と主な取組



## 2 主な取組の具体的内容

### 【豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実】

#### 1 安全・安心な学校環境の整備

校舎等の老朽化対策等のため、隼人中学校と国分北小学校の校舎長寿命化改良工事を実施するとともに、三体小学校の校舎屋上防水改修工事及び横川中学校の屋内運動場屋根改修工事を行います。

また、1次避難所に指定されている学校施設に優先してスロープを設置するなど、学校施設のバリアフリー化を進めます。

### 【多様な教育活動・支援環境の充実】

#### 1 教育支援事業の継続

徒歩や民間のバス等で通学することのできない児童生徒のため、安全な通学手段を確保しているスクールバスについては、利便性や安全性の向上のため、利用する児童生徒数に応じた運行形態を検討します。

奨学資金貸付事業については、高校や大学等の進路選択を行う際の経済的な不安を解消するため、進学前に奨学生としての予約採用を行います。また、貸付制度や返還支援制度、本市独自の返還免除制度の周知に努め、高度な専門知識や技能を身につけた若者の定住を促し、人口の増加及び地域の活性化の一翼を担います。

## 【夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進】

### 1 社会の変化を見据えた教育の推進

次代を担う青少年が霧島市の暮らしや未来について語り合い、ふるさとを愛する心を高めるとともに、政治(議会制民主主義や政策形成)や選挙への理解を深めるため、「霧島市青少年議会」の開催を検討します。

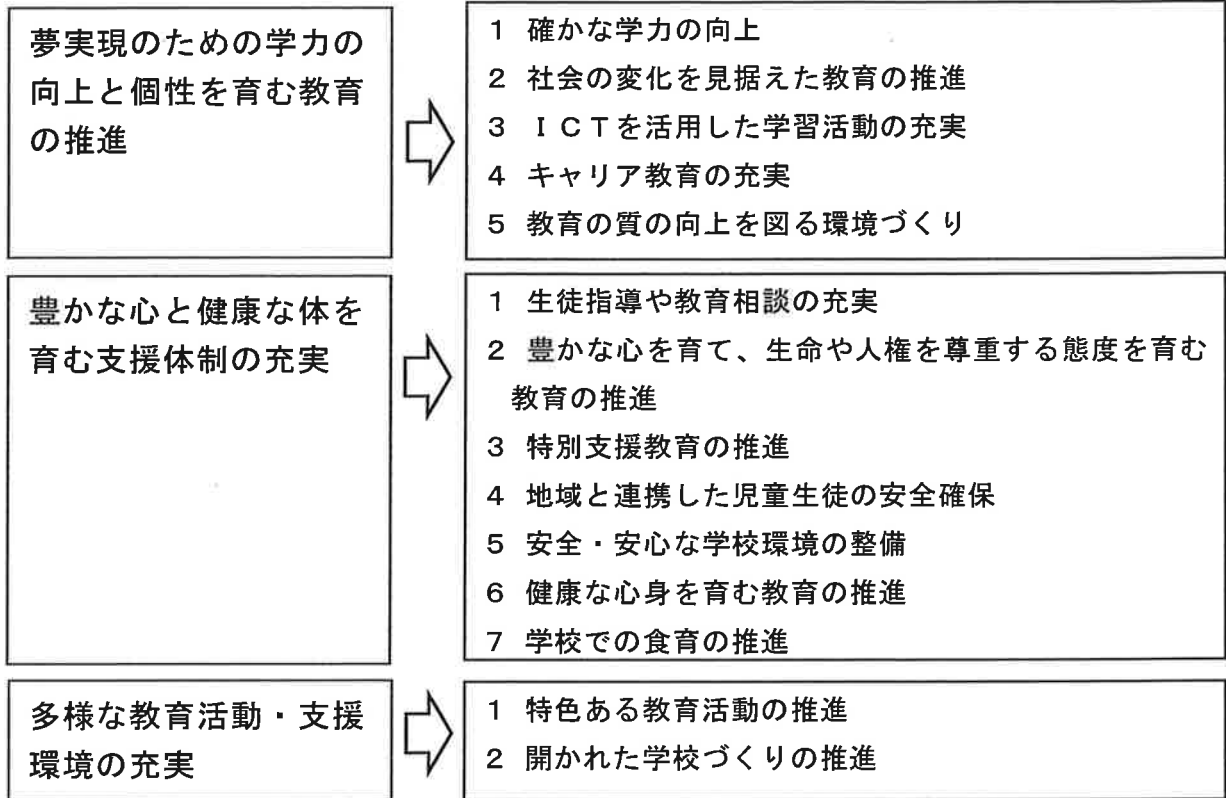
また、公立幼稚園の運営形態等については、「霧島市公立幼稚園民営化等検討委員会」からの提言を踏まえ、在園児や地域内の未就学児の推移、園舎の利用状況や立地環境、地区内の幼稚園・保育園・認定こども園の設置状況などを考慮した上で総合的に検討を進めます。

# 学 校 教 育 課

## 1 基本事業と主な取組

【基本事業】

《主な取組》



## 2 主な取組の具体的内容

【夢実現のための学力の向上と個性を育む教育の推進】

### 1 確かな学力の向上

学力に係る各種調査の分析を通して、児童生徒の学力の実態を把握し、学期ごとに振り返る年間3回のPDCAサイクルにより、課題を着実に改善させる「学力向上プラン」を実践します。

具体的には、「授業連動型家庭学習」及びGIGAスクール構想\*5により整備された児童生徒一人1台のタブレット端末を活用した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、学習支援アプリやAIドリルの活用とともに、市から毎週配信する「今週の1問」の取組から、学力上位層を伸ばすとともにアンダーアチーバー\*6ゼロを目指します。

また、学力向上プランに基づく授業改善の実態や演習問題等への取組状況、タブレット端末の効果的な活用について確認するとともに、実態に応じた適切な指導助言と確実な見届けを行うため、学校と連携し、意図的・計画的な学校訪問を行います。

さらに、幼保小・小中・中高連携等の充実に努め、特に幼保小では、校種間の指導内容を明確にしたカリキュラムを作成し、連携を意図的・計画的に行います。

\*5：GIGAスクール構想 / 児童生徒向けの一人1台端末と、高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

\*6：アンダーアチーバー / 知能水準から期待される力よりはるかに低い学業成績を示す者

## 2 社会の変化を見据えた教育の推進

SDGsやESDの理念を踏まえ、学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などの向上や現代的な諸課題の解決に主体的、協働的に取り組み、社会とのつながりの中で自己の生き方を考えることができる資質・能力を育成するために、教科等横断的な学習や、探究的な学習の充実を図ります。

外国語教育・国際理解教育では、「外国語を用いて積極的にコミュニケーションを図り、霧島市のよさを伝えられる人材育成」を目指します。小学校では「コミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力」を、中学校・高校では「小学校外国語活動及び外国語教育の学びを生かしながら、コミュニケーションを図る資質・能力」を育成します。具体的には、小学校において、外国語活動等支援員やALTを積極的に活用しながら、発達段階に応じた系統性のある指導の充実を図ります。また、中学生が、授業で学んだ外国語を実際に使い、コミュニケーションを図る楽しさを実感しながら、グローバルな視点から自分の生き方を考える活動として、ALTや留学生、地元の企業関係者等と交流を深める「KIRISHIMA GLOBAL ACTIVITY」の充実を図ります。

社会の変化を見据えた教育を推進するに当たっては、各学校の研修に加え、県・地区・市指定研究協力校の研究実践や研究公開の内容、さらに、県事業「コアスクールプロジェクト\*7」のコアスクールにおける研究実践等を広く地域の学校へ普及させ、先進的な学びの成果を積極的に自校に取り入れる取組を推進します。

また、選挙権や成人年齢の引き下げに伴い、主権者教育の充実に取り組みます。

## 3 ICTを活用した学習活動の充実

学習指導要領で示された学習の基盤となる資質・能力としての情報活用能力の育成を目指し、教科等の指導におけるICT活用の加速化を図り、個に応じた学習指導を行ったり、多様な意見に触れる機会を増やしたりして、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した一人1台タブレット端末を積極的に活用します。具体的には、日常的な持ち帰りを一層推進し、家庭学習課題の提供や、授業の予習・復習と関連させた授業連動型家庭学習の推進により個別最適な学びを進め、授業を通じた協働的な学びの充実を図ります。

また、令和4年度に設置した「GIGAスクール運営支援センター」を活用し、タブレット端末活用に関する相談やトラブルに対応することで学校の抱えるICT活用に係る課題等の解消を図ります。

さらに、プログラミング教育\*8の確実な実施と児童生徒のプログラミング的思考力を育てる教育の充実を図ります。

---

\*7：コアスクールプロジェクト / 県・市・大学等が連携し、授業改善に先進的に取り組む学校を指定校に指定し、授業づくりに効果的な校内研修等組織的な取組の推進を図り、指定校の実践を県下へ広く波及させる県の義務教育課が主催する事業。

\*8：プログラミング教育 / コンピュータに意図した処理を行わせるため、プログラミングを体験しながら必要な論理的思考力を身に付けさせることなどを目的とした教育。

#### 4 キャリア教育の充実

児童生徒が、将来の生き方や進路について、主体的に考え、希望をもって未来を切り拓こうとする態度や社会的・職業的自立に必要な能力を育てるキャリア教育の充実を図ります。

特に、関係課や関係団体等と連携した「中学生の挑戦！『霧島しごと維新』事業\*9」では、地域の教育資源を生かした体験的な活動を効果的に活用し、「きりしまっ子ドリカムプラン」（他市と連携）では、進路実現に向けて自分の現状を振り返らせる機会とするなど、主体的な進路選択につながる施策の充実に取り組みます。

また、幼・小・中・高が連携した切れ目のないキャリア教育を推進するため、各学校では、キャリア・パスポート\*10を効果的に活用し、発達段階に応じたキャリア教育の視点をもちながら全教育活動の充実を図ります。

#### 5 教育の質の向上を図る環境づくり

教員一人一人が本来担う教育活動に重点的に取り組み、児童生徒と十分に向き合うことができるようにするために、「業務量の適切な管理に関する方針」等に基づき、教職員の働き方の意識改革に取り組むとともに、統合型校務支援システムの有効活用や、きりしまEネットによる出退勤記録の管理、適切な部活動運営の推進、学校閉庁日・リフレッシュウィークの設定等を行い、職場環境の改善に取り組みます。

### 【豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実】

#### 1 生徒指導や教育相談の充実

校長のリーダーシップの下、「『気付く』『つなぐ』『寄り添う』生徒指導体制づくり」を推進し、児童生徒の自己有用感を高めることで、諸問題の未然防止に努めます。

そのために、「いじめに関するアンケート（簡略版）」の実施や、スクールカウンセラー・いじめ問題対策支援員、令和4年度から配置した心の相談員の派遣のほか、警察等との連携やこども・くらし相談センターの包括相談機能を活用するなど、心に寄り添った個別指導を充実させます。

また、市内全小・中学校で実施している「魅力ある学校づくり」の取組を推進するとともに、いじめ対策・不登校支援等推進事業の一環として令和4年度から開発を進めているアプリケーションソフト「心の健康観察」の活用、「ストップ！いじめカード」をはじめとした各種相談窓口等の積極的な周知を行い、児童生徒が悩みや困り感を安心して相談できる環境の構築に取り組み、いじめ・不登校・問題行動等の生徒指導事案の早期発見・早期解決を図ります。

なお、いじめ問題については、各学校の「いじめ防止基本方針」を基にした組織的な対応をとるよう、各学校への指導の徹底を図ります。

---

\*9：中学生の挑戦！『霧島しごと維新』事業 / 地元企業と教師・生徒・保護者をつなぐ相互交流を実施し、地元で働くことの意義を学び、人生設計をイメージさせる事業。

\*10：キャリアパスポート / キャリア教育に関する活動を小学校段階から記録・蓄積し、活動を振り返ったり、新たな活動に見通しを立てたりと、学年・学校の壁をこえて活用していく一人一人のキャリア教育の活動の記録。

## 2 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育の推進

豊かな心を育てる教育においては、「あいさつ運動」・「ほめる運動」を引き続き積極的に推進し、「あいさつ運動週間」の設定、児童会・生徒会活動の充実、キシマイスター\*11と連携した取組等、各校で特色ある教育活動を設定しながら、学校生活の様々な場面を通して日常的・継続的な指導の充実に取り組みます。

また、学校図書館の学習情報センターや読書センターとしての機能の整備・充実を図るとともに、読書習慣の形成や読書への関心を高める取組を推奨し、継続的な読書活動の推進に取り組みます。さらに、市小・中学校「音楽のつどい」を霧島国際音楽ホールで開催し、平素の音楽学習の成果を発表したり鑑賞したりするなど、音楽教育を通して感性を育み、音楽が響く学校づくりを推進します。

生命や人権を尊重する態度を育む教育においては、「考え、議論する道徳」の授業の充実とあわせて、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。また、全ての小・中学校において、「命の教育の日」の取組を月1回以上実施し、児童生徒に命の尊さを学ばせるとともに、自分の思いや悩みを発したり、周囲の人に助けを求めたりすることを学ぶ「SOSの出し方に関する教育」や学校職員が児童生徒からのシグナルに気づき、適切に対応する能力を高める「SOSの受け止め方に関する研修」の取組を進めます。

さらに、教職員を対象とした「トイレ掃除に学ぶ『洗心教育』」の実施を通して学んだ謙虚さや感謝する心などが、児童生徒への教育に還元されるよう取り組みます。

人権教育の充実においては、「人権教育は全ての教育の基本」という認識の下、全職員が人権尊重の視点に立った教育活動を推進し、児童生徒一人一人の心に丁寧に寄り添い、個々の問題について職員の共通理解を図るなど相談しやすい学校の体制づくりに努めます。

また、関係課・関係団体等と積極的に連携し、LGBTQなどの性的マイノリティやインターネット等に関わる情報モラルなど昨今の社会情勢を踏まえた指導や研修等の充実を図ります。

## 3 特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の個人カルテ\*12を保護者と合意形成を図った上で作成し、切れ目のない支援の充実に努めるとともに、こども発達サポートセンター(あゆみ)や障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所(放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)等の関係機関との積極的な連携を図ります。

また、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する市立の幼稚園、小・中学校、高等学校に対して、特別支援教育支援員を適切に配置し、全ての教職員・特別支援教育支援員の資質向上に取り組み、支援の充実に努めます。

---

\*11：キシマイスター / 市が開始した“キシマイスター制度”に伴い、市の更なる魅力を発見するため、市のいいところを見つけ合い、褒め合うことを通して、市を愛する人たちの総称。

\*12：個人カルテ / 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」、「相談内容の記録」、「知能検査の結果・分析」などを1冊にまとめたもの

#### 4 地域と連携した児童生徒の安全確保

児童生徒の安全確保については、交通安全や防犯の観点から、地域と連携して通学路合同点検や見守り活動等を継続的に実施し、危険箇所の改善に努めるとともに、危険箇所マップをホームページに掲載したり、スクールガード・リーダー<sup>\*13</sup>等と情報を共有したりすることによって事件・事故等の未然防止に努めます。

また、想定を超える自然災害等の発生を見据え、「自分の身は自分で守る」資質や能力を高めるとともに、家庭や地域が連携を深め、ハザードマップを活用するなど、地理的環境等実態に即した実効性のある避難訓練や危険予知トレーニングなどを実施し、防災・安全教育を推進します。

#### 5 安全・安心な学校環境の整備

学校施設の定期的な安全点検を行い、安心して十分な教育活動ができるように努めます。また、運動場の遊具や体育施設の一斉点検の結果に基づき、計画的な修繕等を行い、教育環境の充実に取り組みます。

#### 6 健康な心身を育む教育の推進

体力・運動能力調査の実施と分析に基づき、「一校一運動」の改善と充実に努め、体力の向上を図ります。また、家庭と連携した「一家庭一運動」を促進させるとともに、「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組を推進します。さらに、研究協力校の研究・実践を通して授業改善を図るとともに、体育的行事などを通して運動に楽しく親しむことができる活動を充実させ、児童生徒の運動習慣の向上を図ります。また、心疾患の早期発見・治療のため通常の心臓検診以外に小学校4年次の心臓健診と歯と口の健康づくりのためのフッ化物洗口事業を実施します。

さらに、児童生徒が日常生活において感染のリスクに自ら気づき、感染症の予防について、適切に対応することができる能力の育成を図ります。

#### 7 学校での食育の推進

学校での食育については、学校給食課と連携しながら、栄養教諭とのチーム・ティーチング<sup>\*14</sup>による食に関する指導の充実を図ります。また、家庭と連携した望ましい食習慣を確立するため、「給食だより」や「給食献立表」などの内容を充実させ、望ましい食習慣等について、保護者等への意識啓発を推進します。さらに、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックや食中毒の発生時の対応に関する研修の充実に努めます。

---

\*13：スクールガード・リーダー / 国の「学校・家庭・地域の連携による教育支援事業」の一環で、市が中心となり、交通安全や不審者対策として、登校及び下校時を中心に巡回指導等を実施する。また、各学校と連携し、スクールガードの指導も行う。市内全小学校を5つのグループに分けて（5人委嘱）活動する。

\*14：チーム・ティーチング / 複数の教師が協力して授業を行う指導方法のこと。

## 【多様な教育活動・支援環境の充実】

### 1 特色ある教育活動の推進

郷土の人材（先人や偉人など）の活用や姉妹都市交流など地域間のつながりを生かし、郷土の誇りや畏敬の思いを育みます。また「私たちの学校自慢」を基に、自分たちの学校に誇りと愛着をもたせる魅力ある学校づくりの取組や、「ふるさと達人支援プラン」を通して、専門的な知識や技術をもった地域人材等の積極的な活用を進めます。あわせて、日本ジオパークである霧島山を生かし、小・中学校における霧島ジオガイドの活用やジオパークコーナーの充実、中学校におけるジオガイド体験学習、教職員対象のジオパークに関する研修等、ジオパークの特色を生かした活動を推進します。

また、小規模校においては、特認校制度や山村留学制度の下、学校と家庭・地域が一体となり、多様な人材・環境資源を活用した特色ある学校づくりを展開するとともに、複式学級及び少人数学級において、指導方法の工夫・改善を推進し、これらの教育活動の情報発信に取り組みます。

### 2 開かれた学校づくりの推進

学校だよりやホームページ等で情報発信するとともに、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」をはじめ、社会教育課と連携し、社会に開かれた教育課程の実現に向け「地域学校協働活動」を推進し、地域に開かれた学校づくりに努めます。

また、開かれた学校づくりの一層の推進のために、保護者や学校評議員等による評価を踏まえた改善を図ります。



# 学 校 給 食 課

## 1 基本事業と主な取組

### 【基本事業】

豊かな心と健康な体を育む支  
援体制の充実



### 《主な取組》

- 1 安全・安心な学校給食の提供
  - (1) 学校給食の衛生管理の充実
  - (2) 地場産物の積極的な活用
  - (3) 安定した学校給食の提供
- 2 学校給食施設の計画的な整備
  - (1) 学校給食施設の適正な配置の推進
  - (2) 設備機器等の計画的な更新
- 3 学校での食育の推進
  - (1) 食に関する指導の推進
  - (2) 郷土料理の伝承
  - (3) 健全な食生活についての意識啓発

## 2 主な取組の具体的内容

### 【豊かな心と健康な体を育む支援体制の充実】

#### 1 安全・安心な学校給食の提供

学校給食の衛生管理については、学校、保健所、医師会等との連携を図りながら、食物アレルギー対応のほか、食中毒等の感染症に対する取組や異物混入の根絶及びその対応を徹底し、安全で安心な学校給食を提供します。

また、地場産物の積極的な活用については、地元生産者団体等からの年間を通じた新鮮で安全な食材の確保に努めるとともに、関係機関・団体等と連携を図ります。

学校給食費を市が徴収・管理することにより、給食費の公平性の確保、安定した給食の提供に努めます。

#### 2 学校給食施設の計画的な整備

学校給食施設については、老朽化が著しい給食施設の統廃合等、給食施設の適正な配置に向け見直しを行います。また、あわせて厨房機器等の老朽化対策が喫緊の課題であることから、厨房機器等の更新計画に基づき、計画的な整備を実施します。

#### 3 学校での食育の推進

食に関する指導については、小中学校における学習指導要領に基づき、栄養教諭が中核となり、教師間と連携し、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたり健康的な食生活が営めるよう、家庭や地域との連携を図りながら指導していきます。

また、郷土料理の伝承に努め、食生活が自然の恩恵や食にかかわる様々な人々の活動に支えられていることに感謝する気持ちを育てます。

さらに、「給食だより」や「給食献立表」により、朝ごはんの大切さや食事のマナー、準備から後片付け、地元食材の紹介など、健全な食生活についての意識啓発に取り組めます。

# 社 会 教 育 課

## 1 基本事業と主な取組

【基本事業】	《主な取組》
生きる力を育む体験・交流活動の充実	<b>1 地域資源を生かした青少年の育成</b> (1) ふるさと霧島の自然や文化等を生かした体験活動の推進 (2) 子ども会等関係団体との連携強化 (3) 国際交流事業の支援
地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくり	<b>1 家庭教育の推進</b> (1) 家庭の教育力向上・支援の推進 (2) 市PTA連絡協議会等との連携 <b>2 地域ぐるみの青少年健全育成</b> (1) 地域の教育力向上・支援の推進 (2) 地域学校協働活動の推進 (3) 青少年健全育成体制の充実
多様な学びを支援する学習環境の充実	<b>1 学習環境づくり</b> (1) 学習施設の管理運営 (2) 学習情報の提供 <b>2 成人教育の推進</b> (1) 公民館講座の充実・発展 (2) 生涯学習の推進 <b>3 人権教育の推進</b> (1) 市民への意識啓発
文化財の保存・継承と活用	<b>1 文化財の保存・整備</b> (1) 文化財の調査、修復・修繕 (2) 文化財周辺的环境整備 (3) 文化財の保存・継承の支援 <b>2 文化財の活用</b> (1) 市民への情報発信と意識啓発 (2) 郷土館等の集約・施設整備

## 2 主な取組の具体的内容

### 【生きる力を育む体験・交流活動の充実】

#### 1 地域資源を生かした青少年の育成

霧島錦江湾国立公園をはじめ本市の豊かな自然や歴史、地域に伝わる文化や伝統行事、地場産業などの特性を生かしながら実施する「きりしまっ子体験事業」では、異年齢活動による自然体験を通して、生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、郷土愛などを育みます。また、キャリア教育を推進するために小学生を対象に大学と連携した「科学体験 in 第一工科大学」を開催します。

市子ども会育成連絡協議会等の関係団体との連携を深め、育成者及び指導者の資質向上や研修会等を通じた子ども会同士の情報共有、体験活動の機会の創出など、関係団体が実施する様々な事業を積極的に支援します。

次代を担う青少年の国際的視野を広げるとともに国際理解を深め、青少年による国際交流を推進するため、「日韓親善子供大使友好の翼」や「青少年海外派遣事業」へ助成を行います。

### 【地域ぐるみで子どもの成長を支える体制づくり】

#### 1 家庭教育の推進

家庭教育総合支援事業をさらに充実・発展させ、市立の幼稚園・小・中学校で開設する家庭教育学級の運営支援や子育て学習講演会を通して、家庭の教育力向上を図るとともに、社会教育に関係する団体や機関と連携し「地域で親子の育ちを支える」仕組みづくりを推進します。

また、市PTA連絡協議会や各おやじの会等との連携を図り、保護者としての在り方に関する各種研修会・講演会を通して会員の相互理解と資質向上を図り、子どもを取り巻くあらゆる課題に取り組みます。

#### 2 地域ぐるみの青少年健全育成

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など社会が変化する中で、次第に地域の教育力が低下してきていることが指摘されています。「道義高揚」運動と連携し「地域の子どもは地域で育てる」気運の醸成と環境づくりを推進します。

また、「地域学校協働活動」についての周知をさらに図るとともに、社会教育コーディネーターを中心に、全庁横断的に地域社会と連携・協働し、地域の教育的課題の解決を図ります。青少年育成センターを中心に、学校や警察、校区青少年育成連絡会などの関係機関との連携を図り、地域ぐるみによる青少年の健全育成に取り組むとともに、相談体制を充実させ、多様な課題に対応するよう活動内容の充実を図ります。

児童生徒の校外生活における健全育成・非行防止・交通事故防止等に取り組むため、市内各校および関係機関との連絡を密にするとともに、市校外生活指導連絡会の運営支援を行います。

## 【多様な学びを支援する学習環境の充実】

### 1 学習環境づくり

社会教育施設の維持管理については、いきいき国分交流センター、サン・あもり、天降川地区共同利用施設、溝辺公民館、溝辺コミュニティセンターを、指定管理者により効率的な施設の運営を図るとともに、溝辺崎森地区公民館は地区自治公民館への直接指定により、適切な維持管理が図られているため、今後、その他の地区公民館についても同様の取組を進めます。

また、施設・設備の老朽化対策として、溝辺公民館及び横川公民館の防火シャッター関係の修繕、高千穂地区公民館の空調設備改修等を行います。

既存施設の有効活用については、霧島公民館の霧島保健福祉センターへの円滑な機能移転に伴う改修工事並びに福山公民館、牧之原老人憩の家及び中央消防署福山分遣所の機能を集約した施設の複合化に取り組みます。

市民への学習情報の提供については、公民館講座に関する情報を市報や広報チラシ、ホームページ掲載を通じて発信します。

### 2 成人教育の推進

市民一人ひとりが自己の学習意欲と資質の向上を図るために公民館定期講座及び短期講座を開設するほか、各地区公民館では地域における特色ある講座を開設し、その学習成果を「活力と潤いのあるまちづくり」に生かすため、受講修了者等を対象に生涯学習ボランティアとして「きりしま地域人材バンク」への登録を推進します。

また、公民館定期講座で学んだ成果を発表する機会を設け、受講者の学習意欲の向上を図るとともに、多くの市民に特色ある講座を紹介し、“学びの契機”となるよう「まなびフェスタ\*15」を開催します。

高齢者の教養を高めるとともに、相互の親睦を深める高齢者学級運営事業を通して「生き生きと潤いのある豊かな人生を送る」学びを支援します。

成人教育推進事業では、高等教育機関と連携した「ニューライフカレッジ霧島」を開催し、霧島のこれからの考える機会を提供し、将来のまちづくりや地域活性化に取り組む人づくりを進めます。

社会の形成者としての自覚を促すために、20歳の市民等を対象に特色ある記念行事「二十歳の祝典」を各地区で開催します。

---

\*15：まなびフェスタ / 公民館定期講座の学習の成果を受講生が発表する事業。舞台発表、作品展示など。

### 3 人権教育の推進

「子ども人権セミナー」、「人権セミナー in 高校」、「地域人権講演会」等、人権教育総合推進事業の充実を図りながら関係課と連携し、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて、正しい理解と認識が深められるよう努め、身近な地域で人権に関する学びの輪を広げる市民の育成を図ります。

また、「人権出前講座」の実施により、多様な人権課題に対応し、人権教育の啓発を推進します。

## 【文化財の保存・継承と活用】

### 1 文化財の保存・整備

貴重な文化財を後世に伝えるため調査や修復・修繕を行うとともに、周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）内で公共事業や民間による土木工事等に伴う埋蔵文化財の保存のため協議や調整などを適切に行い、必要に応じて発掘調査を実施します。

令和3年度に策定された「鹿児島県文化財保存活用大綱」の内容を勘案して「霧島市文化財保存活用地域計画」の策定に向け取り組みます。また、国宝・重要文化財に指定された霧島神宮・鹿児島神宮社殿を保存・継承・活用できるよう、適切な環境整備に努めます。

市民や市外からの見学者に地域の歴史や文化財を理解していただくための案内看板や標柱の設置、定期的な文化財や周辺の清掃等の環境整備を実施します。

地域において受け継がれてきた民俗芸能を後世に継承していくため、「霧島市民芸保存会連絡協議会」や「十八日の馬保存会」へ助成を行います。

### 2 文化財の活用

郷土の歴史や文化への理解を深め、郷土愛の醸成を図ることを目的とする「文化財少年団」等の取組や「きりしま歴史散歩」等の講座を開催し、広報誌やホームページなどを活用した文化財情報の発信を行うとともに、市民が本市の文化財を実際に見学し、解説を受ける市民参加型事業を推進します。

中学生によるボランティアガイドや地域住民、企業等による運営によって文化財を活用して地域コミュニティの活性化を図る事業に助成を行います。

郷土館等が所蔵する文化財や地域の歴史について、市民の理解を深めるため、企画展を開催するほか、関係機関との連携を図り、「きりしま博物館めぐり」を開催し、さらに、児童生徒を対象とした情報発信を充実させます。

本市には郷土館等が5館散在しているため、一体的且つ体系的な資料の整理・展示が困難な状況であり、いずれも老朽化等により維持や管理が難しくなっていることから「霧島市公共施設管理計画」の取組方針に基づき、集約・施設の整備に向けて具体的に協議を進めます。

### 3 条例公民館の概況

#### 1 基本方針

公民館は、自己教育、相互教育を基本に市民との深いつながりの中で運営されていく中核的施設であり、主催事業を通して市民の教養を高め、健康を増進させ、豊かな情操を育てるための人づくりの形成の場として7つの拠点公民館が相互に連携を深めながら生涯学習推進体制のネットワーク化を図る。

#### 2 重点施策

- (1) 市民の学習意欲の高揚と生涯学習の推進
- (2) 定期講座・短期講座の開設・充実
- (3) 公民館運営審議会の開催
- (4) 学習機会の拡充及び学習歴の活用
- (5) 学習情報の提供
- (6) 公民館職員等研修会の開催
- (7) 拠点公民館（7地区）間の連携

#### 3 各拠点公民館講座数及び所在地等

拠点公民館名	講座数	所在地	電話番号
国分公民館	34	霧島市国分中央三丁目45番1号	0995-64-0920
溝辺公民館	4	溝辺町麓3391番地	58-3391
横川公民館	4	横川町中ノ192番地7	72-1596
牧園公民館	6	牧園町宿窪田2992番地	76-2701
霧島公民館	7	霧島田口148地の3	57-0316
隼人公民館	34	隼人町内山田一丁目14番10号	42-1131
福山公民館	4	福山町福山5290番地61	56-2026
計	93		

#### 4 条例公民館体系

